

子育てクローズ・アップ！ その1『放課後子どもプラン』ってナニ？



放課後子どもプラン

放課後子どもプランは「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」で構成されています。

放課後子ども教室は「遊びの場」であり、放課後児童クラブは「生活の場」として位置づけられています。

共働き家庭など留守家庭のおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。「第一の家庭」といえば想像しやすいでしょうか。

①放課後子ども教室とは…

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することで、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

詳しい内容については、生涯学習課へお問い合わせください。

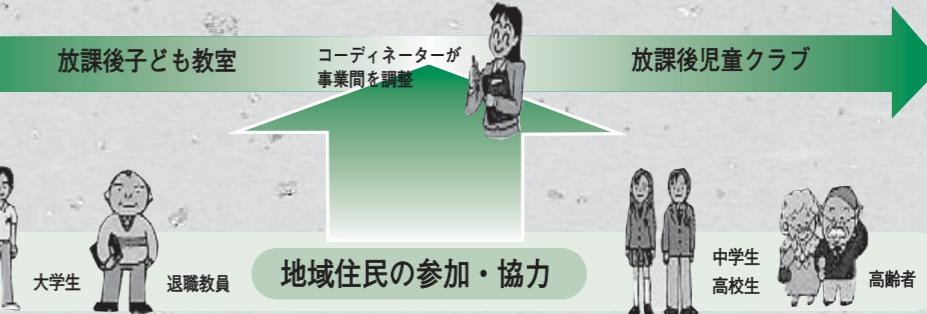
☎ (59) 3106

保護者が労働などにより、昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童も加えることができる）です。

②放課後児童クラブとは…

子どもは10歳前後までに「大人のいない場面でも自分の身の回りのことができるようになる」

放課後子どもプランの実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの取組の充実



③開設日数は？ 時間は？

放課後児童の就学日数、地域の実情などを考慮し、年間250日以上開所することとされており、時間は1日平均3時間以上となっています。

長期休暇期間中は、原則1日8時間以上ですが、子どもの活動状況や保護者の就労状況などにより、クラブごと日数・時間が異なります。

④クラブの定員は？

保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施することになっています。

子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から1クラブあたりの定員が定められます。なお、1人あたりの生活スペースの基準があるため、定員分の広さを確保した施設が必要となります。

子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備し、事業を行う他の者との相互連携、児童及びその家庭からの相談など、地域の実情に応じた積極的な支援を行なう努力を怠らなければなりません。

児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティアなどの協力を得て、本事業の支援にあたるものとされています。